

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>蓮田白岡久喜線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>白岡市千駄野字下手一〇〇四番六地先 から同市千駄野字下手一〇一〇 番六地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>令和元年九月二日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>令和元年八月三十日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十六号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長 五八・二三メートル</p>	<p>備 考</p>